

久喜市議会
令和 8 年 9 月定例会議議案

議 案 目 録

議案第 2 0 号	令和 7 年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について	1
議案第 2 1 号	令和 7 年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	2
議案第 2 2 号	令和 7 年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	3
議案第 2 3 号	令和 7 年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	4
議案第 2 4 号	令和 7 年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第 2 5 号	令和 7 年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	6
議案第 2 6 号	令和 7 年度久喜市水道事業会計決算認定について	8
議案第 2 7 号	令和 7 年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	9
議案第 2 8 号	令和 7 年度久喜市下水道事業会計決算認定について	1 1
議案第 2 9 号	令和 8 年度久喜市一般会計補正予算（第 5 号）について	1 2
議案第 3 0 号	令和 8 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	1 3
議案第 3 1 号	令和 8 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	1 4
議案第 3 2 号	令和 8 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	1 5
議案第 3 3 号	令和 8 年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について	1 6
議案第 3 4 号	令和 8 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 1 号）について	1 7
議案第 3 5 号	令和 8 年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	1 8
議案第 3 6 号	久喜市行政手続等における情報通信の技術の利	

	用に関する条例の一部を改正する条例	1 9
議案第 3 7 号	久喜市情報公開条例等の一部を改正する条例	2 1
議案第 3 8 号	久喜市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を 改正する条例	2 3
議案第 3 9 号	久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の 一部を改正する条例	2 4
議案第 4 0 号	久喜市クリーンセンター余熱利用施設条例	2 7
議案第 4 1 号	久喜市勤労福祉センター条例を廃止する条例	3 3
議案第 4 2 号	久喜市健康福祉センター条例の一部を改正する 条例	3 4
議案第 4 3 号	久喜市老人福祉センター条例を廃止する条例	3 6
議案第 4 4 号	久喜市歯と口腔の健康づくり推進条例	3 7
議案第 4 5 号	久喜市立体育施設条例の一部を改正する条例	4 0
議案第 4 6 号	久喜市都市公園条例の一部を改正する条例	4 1
議案第 4 7 号	久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例及び久喜市乳児等通園 支援事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例	4 2
議案第 4 8 号	工事請負変更契約の締結について（久喜市栗橋 いきいき活動センターしずか館等解体工事）	4 4
議案第 4 9 号	指定管理者の指定について（久喜市クリーンセ ンター余熱利用施設及び久喜市本多静六記念公 園）	4 5
議案第 5 0 号	和解について	4 6
議案第 5 1 号	久喜宮代衛生組合の解散及び財産処分について	4 7
議案第 5 2 号	久喜市と宮代町との一般廃棄物の処理に関する 事務の委託について	5 4
議案第 5 3 号	路線の廃止について	5 7
報告第 2 0 号	継続費精算報告について	5 8
報告第 2 1 号	継続費精算報告について	6 0
報告第 2 2 号	令和 7 年度決算に係る財政健全化に関する比率 の報告について	6 2
報告第 2 3 号	専決処分の報告について（久喜市認可地縁団体 印鑑条例の一部を改正する条例）	7 1
報告第 2 4 号	専決処分の報告について（久喜市ひとり親家庭 等の医療費の支給に関する条例等の一部を改正	

	する条例)	7 4
報告第 2 5 号	専決処分の報告について(久喜市水道事業の設置等に関する条例及び久喜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例)	7 7
報告第 2 6 号	専決処分の報告について(久喜市監査委員に関する条例の一部を改正する条例)	8 0
報告第 2 7 号	専決処分の報告について(器物破損事故による損害賠償の額を定めること)	8 3
報告第 2 8 号	賃貸借契約の締結の報告について(内部情報システム機器等賃貸借)	8 5
報告第 2 9 号	賃貸借契約の締結の報告について(WANシステム機器賃貸借)	8 6
報告第 3 0 号	賃貸借契約の締結の報告について(久喜市公共施設(69施設)LED照明賃貸借)	8 7
報告第 3 1 号	債権の放棄について	8 8
報告第 3 2 号	債権の放棄について	8 9
報告第 3 3 号	債権の放棄について	9 0
報告第 3 4 号	債権の放棄について	9 1
報告第 3 5 号	債権の放棄について	9 2

議案第 20 号

令和 7 年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和7年度久喜市一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

議案第 2 1 号

令和 7 年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和7年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

議案第 2 2 号

令和 7 年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和7年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

議案第 23 号

令和 7 年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和7年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

議案第 2 4 号

令和 7 年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和7年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

議案第 25 号

令和 7 年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和7年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

令和 7 年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(単位 円)

	資本金	利益剰余金			
		減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
令和 6 年度末残高	21,124,775,243	979,331,153	1,204,658,811	0	2,183,989,964
令和 7 年度変動額	0	△ 158,712,915	△ 143,776,000	781,646,401	479,157,486
減債積立金取崩額	0	△ 158,712,915	0	158,712,915	0
建設改良積立金取崩額	0	0	△ 143,776,000	143,776,000	0
当年度純利益	0	0	0	479,157,486	479,157,486
令和 7 年度末残高	21,124,775,243	820,618,238	1,060,882,811	781,646,401	2,663,147,450
処分額	562,333,453	0	219,312,948	△ 781,646,401	△ 562,333,453
処分後残高	21,687,108,696	820,618,238	1,280,195,759	0	2,100,813,997

議案第 26 号

令和 7 年度久喜市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度久喜市水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

議案第 27 号

令和 7 年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和7年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

令和 7 年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(単位 円)

	資本金	利益剰余金		
		減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
令和 6 年度末残高	5,633,738,715	290,435,579	0	290,435,579
令和 7 年度変動額	0	△ 290,435,579	579,898,521	289,462,942
減債積立金取崩額	0	△ 290,435,579	290,435,579	0
当年度純利益	0	0	289,462,942	289,462,942
令和 7 年度末残高	5,633,738,715	0	579,898,521	579,898,521
処分額	290,435,579	289,462,942	△ 579,898,521	△ 290,435,579
処分後残高	5,924,174,294	289,462,942	0	289,462,942

議案第 28 号

令和 7 年度久喜市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度久喜市下水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

議案第 29 号

令和 8 年度久喜市一般会計補正予算（第 5 号）について

令和8年度久喜市一般会計補正予算(第5号)を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

議案第 30 号

令和 8 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

令和8年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

議案第 3 1 号

令和 8 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和8年度久喜市介護保険特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

議案第 3 2 号

令和 8 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

令和8年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

議案第 33 号

令和 8 年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和8年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

議案第 3 4 号

令和 8 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和8年度久喜市水道事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

議案第 35 号

令和 8 年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和8年度久喜市下水道事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

議案第 36 号

久喜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

久喜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成22年久喜市条例第18号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第1条中「市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第16条第1項の規定に基づき、」に、「行うことができるようにするための共通する事項」を「市の機関等に係る手続等を行うために必要となる事項」に改める。

第2条第2号中「及び規則」を「、規則」に改め、「含む。)」の次に「及び手続等に係る市の執行機関等が定める根拠となる規程」を加える。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(申請等に係る添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって、当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって、当該書面等の区分に応じ規則で定める措置により直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、市の機関等は、その添付を要しないものとすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年9月1日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

行政手続等における利便性の向上を図るため、所要の改正を行いたいのので、こ

の案を提出するものであります。

議案第 3 7 号

久喜市情報公開条例等の一部を改正する条例

(久喜市情報公開条例の一部改正)

第1条 久喜市情報公開条例(平成22年久喜市条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

(解散前の久喜宮代衛生組合から承継された情報の適用区分)

6 この条例は、解散前の久喜宮代衛生組合情報公開条例(平成14年久喜宮代衛生組合条例第9号)の適用を受けることとされていた情報について適用する。

(承継された解散前の情報の任意的な公開)

7 実施機関は、解散前の久喜宮代衛生組合から承継された情報で、この条例の適用を受けないものについて公開の申出があつたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

8 第17条の規定は、前項の規定による情報の公開について準用する。

(久喜宮代衛生組合の解散に伴う経過措置)

9 久喜宮代衛生組合の解散の日までに、解散前の久喜宮代衛生組合情報公開条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部改正)

第2条 久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例(平成22年久喜市条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(久喜宮代衛生組合の解散に伴う経過措置)

3 久喜宮代衛生組合の解散の日までに、解散前の久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護運営審議会条例(平成14年久喜宮代衛生組合条例第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年久喜市条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

(久喜宮代衛生組合の解散に伴う経過措置)

第5条 久喜宮代衛生組合の解散の日までに、解散前の久喜宮代衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年久喜宮代衛生組合条例第2号)の規

定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第4条 久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年久喜市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

(久喜宮代衛生組合の解散に伴う経過措置)

第3条 久喜宮代衛生組合の解散の日までに、解散前の久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年久喜宮代衛生組合条例第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

令和8年9月1日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

久喜宮代衛生組合の解散に伴い、衛生組合の情報を本市が承継することから、関係条例について所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第 38 号

久喜市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

久喜市印鑑登録及び証明に関する条例（平成22年久喜市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項ただし書中「久喜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「久喜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改め、同条第3項第1号中「記録されているものに限る。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

久喜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正並びに出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 39 号

久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(令和5年久喜市条例第38号)の一部を次のように改正する。

目次中「一般廃棄物収集運搬業等」を「一般廃棄物処理業等」に改める。

第20条の見出し中「資源物」を「家庭系廃棄物」に改め、同条第1項中「資源物(再利用することを目的として分別して排出されたものをいう。以下同じ。)」を「家庭系廃棄物」に、「資源物」を「家庭系廃棄物」に改め、同条第2項及び第3項中「資源物」を「家庭系廃棄物」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

(適正処理困難物の指定)

第22条の2 市は、製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正処理が困難となる物(以下「適正処理困難物」という。)を指定し、公表することができる。

2 市は、前項の規定により指定した適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、回収等の措置を講ずるよう指示することができる。

3 事業者は、前項の規定による指示に従い、自らの責任において適正処理困難物の回収等の措置を講じなければならない。

第25条第1項中「手数料」の次に「の額」を加え、「金額」を「ところ」に改め、同条第2項中「算定」を「算出」に改め、「場合の」を削り、「数量」の次に「の計算」を加え、「市長が」を「別表第1備考に」に改め、同条に次の1項を加える。

3 既納の第1項に規定する手数料は、還付しない。ただし、粗大ごみに係る手数料について、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

「第6章 一般廃棄物収集運搬業等」を「第6章 一般廃棄物処理業等」に改める。

第27条の見出し中「一般廃棄物収集運搬業」を「一般廃棄物処理業」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第7条第6項の規定により、一般廃棄物の処分業の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

第29条中「第27条第2項」を「第27条第3項」に、「第28条第2項」を「前条第2項」に、「一般廃棄物収集運搬業者」を「一般廃棄物処理業者」に改める。

第30条中「一般廃棄物収集運搬業者」を「一般廃棄物処理業者」に改める。

第31条の見出し中「一般廃棄物収集運搬業」を「一般廃棄物処理業」に改め、同条中「一般廃棄物収集運搬業者」を「一般廃棄物処理業者」に改める。

第35条中「第27条第2項」を「第27条第3項又は前条第2項」に、「一般廃棄物収集運搬業者」を「一般廃棄物処理業者」に改める。

第36条第1項中「一般廃棄物収集運搬業者」を「一般廃棄物処理業者」に、「又は運搬」を「、運搬又は処分」に改める。

第37条第1項中「一般廃棄物収集運搬業」を「一般廃棄物処理業」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第25条関係)

項	区分	単位	手数料
1	家庭系廃棄物(粗大ごみを除き、直接搬入に限る。)	10キログラムにつき	220円
2	家庭系廃棄物(粗大ごみに限る。)	1点につき	550円
3	事業系一般廃棄物	10キログラムにつき	220円
4	動物の死体(10キログラム未満)	1体につき	550円
5	動物の死体(10キログラム以上30キログラム未満)	1体につき	1,100円
6	し尿及び浄化槽汚泥	1キロリットルにつき	220円

備考

- 1の項及び3の項の手数料を算出する基礎となる数量が10キログラム未満のときは10キログラムとし、10キログラムを超えるとときは10キログラム未満の端数を四捨五入して計算する。この場合における計量の方法その他手数料の計算に必要な事項は、規則で定める。
- 2の項の適用において、粗大ごみの形状、処理方法、通常 of 取扱い形態その他の事情を勘案して数量を1点とする取扱いが適当でないと認めるときは、手数料を算出する基礎となる数量を市長が別に定める。
- 6の項の手数料を算出する基礎となる数量が1キロリットル未満のときは1キロリットルとし、1キロリットルを超えるとときは1キロリットル未満の端数を四捨五入して計算する。

別表第2中「一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料」を「一般廃棄物処理業許可申請手数料」に、「一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料」を「一般廃棄物処理業変更許可申請手数料」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第20条、第25条及び別表第1の改正規定は、令和8年11月30日から施行する。

(久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例(令和6年久喜宮代衛生組合条例第4号。以下「組合条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 組合条例第15条第2項、第16条第2項又は第17条の規定により交付された一般廃棄物処分業の許可証は、当該許可証の有効期間の満了する日までの間は、この条例による改正後の第27条第3項、第28条第2項又は第29条の規定により交付された許可証とみなす。

(久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会条例の廃止)

- 4 久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会条例(平成30年久喜市条例第4号)は、廃止する。

(久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表中ごみ処理施設整備基本計画検討委員会の項を削る。

令和8年9月1日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

久喜市クリーンセンターの稼働及び久喜宮代衛生組合の解散に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第40号

久喜市クリーンセンター余熱利用施設条例

(設置)

第1条 久喜市クリーンセンターで発生する熱を有効利用し、運動、憩い及び交流の機会を提供することにより、市民の健康増進及び賑わいの場の創出を図るため、久喜市クリーンセンター余熱利用施設(以下「余熱利用施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 余熱利用施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
久喜市クリーンセンター余熱利用施設	久喜市菖蒲町台2712番地2

(業務)

第3条 余熱利用施設は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 別表第1及び別表第2に定める施設(以下「有料施設」という。)並びにこれ以外の施設並びにこれらに附属する設備の利用に関すること。
- (2) その他余熱利用施設の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(休館日)

第4条 余熱利用施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日までの日
 - (2) 火曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日とする。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に業務を行うことができる。

(利用の制限)

第5条 余熱利用施設を利用する者は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- (1) 余熱利用施設の設置の目的に反すること。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあること。
- (3) 余熱利用施設の施設又はこれに附属する設備を破損し、又は滅失すること。
- (4) 営利を目的とした催し等を行うこと(第16条第1項の規定により市長が指定するものを除く。)

- (5) 余熱利用施設の管理上支障があると認められること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めること。

(利用者数の制限)

第6条 市長は、余熱利用施設を利用しようとする者の数が余熱利用施設の収容能力を超えるおそれがあるときその他管理上必要があると認めるときは、その数を制限することができる。

(入館の禁止等)

第7条 市長は、余熱利用施設内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのある者の入館を禁止し、又はその者の退館を命じることができる。

(占用利用の許可)

第8条 別表第1に定める施設の利用(以下「占用利用」という。)をしようとする者は、あらかじめ、市長に申請し、許可(以下「占用許可」という。)を受けなければならない。占用許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の申請は、義務教育諸学校が利用するときその他の市長が公益上必要と認めるときを除くものとする。

3 市長は、第1項の申請に係る利用又は利用の変更が、第5条各号のいずれかに該当するおそれがあるとき、占用許可をしない。

4 市長は、占用許可をするに当たって管理上必要があるときは、条件を付することができる。

(占用利用権の譲渡等の禁止)

第9条 占用許可を受けた者(以下「占用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(占用許可の取消し等)

第10条 市長は、占用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、占用許可に係る利用の条件を変更し、若しくは占用利用を停止し、又は占用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の行為により占用許可を受けたとき。
 - (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。
 - (4) 占用許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
 - (5) その他余熱利用施設の管理上必要があると認めるとき。
- 2 市長は、占用者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、当該処分によって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第11条 有料施設を利用しようとする者(別表第1の施設は占用者に限る。以下「施設利用者」という。)は、同表及び別表第2に定める使用料を、利用しようとする日までに市長に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、施設利用者の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 余熱利用施設の管理上の理由により、有料施設を利用することができないとき。
- (2) 施設利用者の責めに帰することができない理由により、有料施設を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第14条 施設利用者は、有料施設の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第7条の規定により退館を命じられ、又は第10条第1項の規定により占用利用の停止若しくは占用許可の取消しを受けたときも同様とする。

(賠償義務)

第15条 施設利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、有料施設の利用中にその施設を破損し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、余熱利用施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、余熱利用施設の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
 - (2) 余熱利用施設(設備及び物品を含む。以下同じ。)の維持管理及び運営に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- 2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第4条から第8条まで及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条第1項第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。
- (利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第17条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に余熱利用施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の利用料金は、別表第1及び別表第2に定める使用料を上限額として、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、有料施設の利用に関し、回数利用券及び定期利用券を発行することができる。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

（利用料金の納付）

第18条 指定管理者が第16条第1項の業務を行う場合においては、第11条の規定にかかわらず、施設利用者は、前条第2項の規定により指定管理者が定めた利用料金を、利用しようとする日までに指定管理者に納付しなければならない。

（利用料金の減免）

第19条 指定管理者は、必要があると認めるときは、施設利用者の利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の還付）

第20条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき、指定管理者は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 余熱利用施設の管理上の理由により、有料施設を利用することができないとき。

(2) 施設利用者の責めに帰することができない理由により、有料施設を利用することができないとき。

（委任）

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第3条、第8条、第11条関係）

1 占用利用

利用する施設	区分	使用料（1時間につき）
--------	----	-------------

		(利用料金の上限額)
温水プール(1コースごと)	一般	1,500円
	小・中学生	750円
フィットネススタジオ	一般	500円
	65歳以上	400円
多目的室1～4(1室ごと)	一般	250円
	65歳以上	200円
防音室	一般	250円
	65歳以上	200円

備考

- 1 施設利用者(団体が利用する場合は、代表者)が、久喜市又は加須市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町若しくは杉戸町に住所を有さない場合の使用料(指定管理者が利用料金を収受する場合は、第17条第2項の利用料金)は、上記の2倍の額とする。ただし、久喜市に通勤又は通学する者は、この限りでない。
- 2 1回の利用につき、異なる区分に属する者が同時に利用する場合の区分は、主たる利用者を含む区分を当該区分とする。
- 3 利用時間は1時間を単位とし、その時間が1時間に満たない場合であっても、1時間とする。
- 4 温水プールを占有利用することができるのは、1回につき10人以上が利用する団体とし、事業や歩行・遊泳コースの確保に支障のない範囲で、3時間以内かつ3コースまでを限度とする。
- 5 温水プールにおける「一般」とは、備考7以外の者をいう。
- 6 フィットネススタジオ、多目的室1～4及び防音室における「一般」とは、65歳以上の者以外の者をいう。
- 7 「小・中学生」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒をいう。

別表第2(第3条、第11条関係)

1 個人利用

利用する施設	区分	使用料(1回につき) (利用料金の上限額)
温水プール	一般	500円
	65歳以上	400円
	小・中学生	250円
	幼児	無料
温浴施設	一般	500円
	65歳以上	400円
	小・中学生	250円
	幼児	無料
トレーニングルーム	一般	500円

	65歳以上	400円
	中学生	250円
温水プール及び温浴施設	一般	900円
	65歳以上	700円
	小・中学生	450円
	幼児	無料
温浴施設及びトレーニングルーム	一般	900円
	65歳以上	700円
	中学生	450円
温水プール及びトレーニングルーム	一般	900円
	65歳以上	700円
	中学生	450円
温水プール、温浴施設及びトレーニングルーム	一般	1,200円
	65歳以上	900円
	中学生	600円

備考

- 1 施設利用者が、久喜市又は加須市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町若しくは杉戸町に住所を有さない場合の使用料（指定管理者が利用料金を収受する場合は、第17条第2項の利用料金）は、上記の2倍の額とする。ただし、久喜市に通勤又は通学する者は、この限りでない。
- 2 「一般」とは、65歳以上の者並びに備考3及び4以外の者をいう。
- 3 「小・中学生」とは、義務教育諸学校の児童及び備考5の者をいう。
- 4 「幼児」とは、義務教育就学前の者をいう。
- 5 「中学生」とは、義務教育諸学校の生徒をいう。
- 6 「1回」とは、1施設利用券は3時間以内、2施設利用券は6時間以内、3施設利用券は規則で定める利用時間内での1利用をいう。

令和8年9月1日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

久喜市クリーンセンター余熱利用施設を設置するため、この案を提出するものであります。

議案第 4 1 号

久喜市勤労福祉センター条例を廃止する条例

久喜市勤労福祉センター条例(平成22年久喜市条例第166号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

久喜市勤労福祉センターを廃止するため、この案を提出するものであります。

議案第42号

久喜市健康福祉センター条例の一部を改正する条例

久喜市健康福祉センター条例(平成22年久喜市条例第113号)の一部を次のように改正する。

第1条中「図る」の次に「とともに、市民の相互交流に資する」を加える。

第3条第2号を次のように改める。

(2) センターの施設の利用に関すること。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第4条及び第5条を次のように改める。

(休館日等)

第4条 センターの休館日及び利用時間は、規則で定める。

(利用の許可)

第5条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を得なければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

第6条中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 営利を目的とした催しを行うおそれがあるとき。

第6条に次の1号を加える。

(6) その他市長が適当でないと認めたとき。

第8条を次のように改める。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 第5条第1項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

第12条を第14条とし、同条の前に次の1条を加える。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第11条を第12条とする。

第10条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「使用料を」の次に「減額し、又は」を加え、同条を第11条とする。

第9条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項

を削り、同条を第10条とする。

第8条の次に次の1条を加える。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、第5条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を停止し、又は取り消すことができる。

(1) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

2 市長は、第5条第1項の許可を受けた者が前項各号のいずれかに該当する理由によりその処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、この補償の責めを負わない。

附則中第2項の前の見出し及び同項から第5項までを削り、第6項を第2項とする。

別表第1を次のように改める。

別表(第10条関係)

施設名	単位	金額
大広間	1時間	300円
会議室	1時間	300円
トレーニングルーム	1回	200円

別表第2を削る。

附 則

この条例は、令和8年12月1日から施行する。

令和8年9月1日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

久喜市健康福祉センターに新たに設置する会議室の利用について規定し、併せて文言の整理をするため、この案を提出するものであります。

議案第 4 3 号

久喜市老人福祉センター条例を廃止する条例

久喜市老人福祉センター条例(平成22年久喜市条例第131号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

久喜市老人福祉センターを廃止するため、この案を提出するものであります。

議案第44号

久喜市歯と口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりが市民が健康で質の高い生活を営む上で重要な役割を果たしていることに鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)に基づき、市が行う歯科疾患の予防等による歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市の責務、市民の役割等を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康寿命の延伸及び生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯と口腔の健康づくり 歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。
- (2) 歯科医療等業務 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務をいう。
- (3) 歯科医療等業務従事者等 歯科医療等業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (4) 保健等業務従事者等 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の歯科医療等業務に関連する分野に係る業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。

(基本理念)

第3条 歯と口腔の健康づくりの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期(第8条において「ライフステージ」という。)における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じ、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯と口

腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の実施に当たり、久喜市歯科医師会をはじめとする歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等と連携を図るものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識と理解を深め、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上に資する取組を行うとともに、定期的に歯科に係る健診及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

(歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等の責務)

第6条 歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等は、歯と口腔の健康づくりの推進に資するよう、相互に連携を図りながら、適切にその業務を行うとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、雇用する従業員の歯と口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。

(施策の基本的事項)

第8条 市は、歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を実施するものとする。

(1) 各ライフステージにおける歯と口腔の健康づくりの推進に必要な施策

ア 乳幼児期におけるむし歯の予防及び口腔機能の発達の促進に関する施策

イ 少年期におけるむし歯及び歯周病の予防並びに口腔機能の発達の促進に関する施策

ウ 青年期・壮年期・中年期における歯周病の予防及び生活習慣の改善に関する施策

エ 妊娠期における歯と口腔の健康づくりに関する施策

オ 高齢期におけるオーラルフレイル(口腔機能の衛生状態、咀嚼^{そしゃく}、嚥下^{えんげ}等の機能の低下が全身の虚弱につながる状態をいう。)の予防及び口腔機能の維持向上に関する施策

(2) 障がいのある者、介護を必要とする者その他の者であって、歯科医療を受けることが困難なものに対する適切な歯と口腔の健康づくりの推進に必要な施策

- (3) 歯と口腔の健康づくりの観点からの食育の推進、生活習慣病の対策及び喫煙による健康への影響対策の推進に必要な施策
- (4) 歯と口腔の健康づくりに関する健康格差(地域、社会経済状況等の違いによる集団間の健康状態の差をいう。)を縮小するために必要な施策
- (5) 大規模災害発生時における歯と口腔の健康づくりに係る体制の整備に関する施策
- (6) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集、分析及び普及啓発に必要な施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民の歯と口腔の健康づくりの推進を図るために必要な施策
(財政上の措置等)

第9条 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年9月1日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

歯科口腔保健の推進に関する法律の規定に基づき、歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本理念と施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進するため、この案を提出するものであります。

議案第 4 5 号

久喜市立体育施設条例の一部を改正する条例

久喜市立体育施設条例(平成22年久喜市条例第104号)の一部を次のように改正する。

第2条の表菖蒲温水プールの項及び鷺宮温水プールの項を削る。

第12条第1項中「から別表第4まで」を「又は別表第3」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第15条第2項中「、第9条及び第12条」を「及び第9条」に、「、第9条並びに第12条第2項」を「並びに第9条」に改め、「又は「市」」を削る。

第16条第2項中「から別表第4まで」を「又は別表第3」に改める。

別表第1菖蒲温水プールの項及び鷺宮温水プールの項を削る。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とし、別表第4を別表第3とする。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

菖蒲温水プール及び鷺宮温水プールを廃止するため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第 4 6 号

久喜市都市公園条例の一部を改正する条例

久喜市都市公園条例(平成22年久喜市条例第209号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、菖蒲温水プールの設置及び管理については久喜市立体育施設条例(平成22年久喜市条例第104号)」を削る。

別表第1福祉健康の森健康公園の項を削り、同表菖蒲運動公園の項の次に次のように加える。

久喜市本多静六記念公園	バーベキュー場	1区画	規則で定める時間	1,500円
-------------	---------	-----	----------	--------

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

菖蒲温水プールの廃止及び久喜市本多静六記念公園に有料公園施設を設置するため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第 4 7 号

久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年久喜市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条

第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

令和8年9月1日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 48 号

工事請負変更契約の締結について（久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館等解体工事）

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、議決を求める。

- | | |
|---------------|--|
| 1 契 約 の 目 的 | 久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館等解体工事 |
| 2 変 更 請 負 金 額 | 709,707,394円 |
| 3 今回変更による増額 | 43,107,394円 |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 埼玉県久喜市下早見1591番地
株式会社河野解体工業
代表取締役 河 野 富 美 男 |

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館等解体工事の請負変更契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第 4 9 号

指定管理者の指定について（久喜市クリーンセンター余熱利用施設及び久喜市本多静六記念公園）

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

- 1 公の施設の名称
久喜市クリーンセンター余熱利用施設
久喜市本多静六記念公園
- 2 指定管理者として指定するもの
埼玉県久喜市上町1番12号
P F I くきのもり株式会社
代表取締役 浅 越 裕 介
- 3 指定の期間
令和9年4月1日から令和29年3月31日まで

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

久喜市クリーンセンター余熱利用施設及び久喜市本多静六記念公園の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第50号

和解について

次のとおり和解することについて、議決を求める。

1 概要

令和7年5月13日午前5時5分頃、相手方の従業員が運転するトレーラーが久喜市菖蒲町小林地内の市道菖蒲2746号線を走行中、カーブに差し掛かり、バランスを崩して横転し、ガードレール及び道路脇の水路を破損した。

当該ガードレールの復旧及び水路の仮復旧については、市と相手方との間で協議し、相手方の費用により相手方が復旧工事を実施した。

今後実施する水路の本復旧を含む本件事故の損害及び復旧について、市と相手方との間で和解を成立させようとするものである。

2 相手方

千葉県市川市国府台4丁目4番7号

株式会社オーケーライン

代表取締役 尾 形 成 純

3 和解の内容

- (1) 市及び相手方は、本件事故に伴う市の損害総額が1,410万5,300円であること、既に相手方が原状復旧を行った工事費用に相当する1,042万2,500円を除き、残余の損害額が368万2,800円であることを合意し、相手方は相手方の費用において残余の損害額に相当する水路の本復旧工事を責任を持って行う。
- (2) 市及び相手方は、本件に関し前号に定めるほか、一切の債権債務のないこと及び今後本件に関し、異義の申立て等を一切しないことを確認する。

令和8年9月1日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

トレーラーの横転事故により破損した市の管理物を復旧することについて和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出するものであります。

議案第 5 1 号

久喜宮代衛生組合の解散及び財産処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条及び第289条の規定により、令和9年3月31日をもって久喜宮代衛生組合を解散し、及び同組合の財産処分を別紙のとおり定めることについて、議決を求める。

令和8年9月1日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

久喜宮代衛生組合を解散し、及び同組合の財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

久喜宮代衛生組合の解散及び財産処分に関する協議書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条及び第289条の規定により、令和9年3月31日をもって久喜宮代衛生組合を解散し、及び同組合の財産処分を次のとおり定めることについて協議する。

1 土地

区分	所在地	地積	承継先
久喜宮代清掃センター敷地	南埼玉郡宮代町大字国納字向芝原612番1	370.24㎡	宮代町
	南埼玉郡宮代町大字国納字向芝原612番4	29.75㎡	
	南埼玉郡宮代町大字国納字向芝原613番1	826.44㎡	
	南埼玉郡宮代町大字国納字向芝原614番1	208.26㎡	
	南埼玉郡宮代町大字国納字向芝原618番	231.4㎡	
	南埼玉郡宮代町大字国納字向芝原619番1	208.26㎡	
	南埼玉郡宮代町大字国納字向芝原619番2	36.36㎡	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原1270番1	138.84㎡	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原1271番1	393.38㎡	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原1272番1	641.32㎡	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原1273番1	69.42㎡	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原1274番1	314.04㎡	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原1276番1	370.24㎡	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原1277番1	1,309.09㎡	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原1278番1	773.55㎡	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原1279番1	314.04㎡	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原1280番1	730.57㎡	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原1281番1	790.08㎡	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原1283番1	436.36㎡	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原1284番	343.8㎡	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原1285番1	456.19㎡	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原1287番	390.08㎡	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原1288番	343.08㎡	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原1289番1	360.33㎡	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原1290番1	416.52㎡	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原1291番1	317.35㎡	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原1292番1	42.97㎡	

区分	所在地	地積	承継先
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原1293番1	1,114.04㎡	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原1294番	1,504.13㎡	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原1295番	309㎡	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字沼437番2	436㎡	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字沼438番1	485㎡	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字沼439番	479㎡	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字沼440番	971㎡	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字沼441番1	479㎡	
	久喜市下早見字下万田911番1	469.42㎡	久喜市
	久喜市下早見字下万田912番	446.28㎡	
	久喜市下早見字下万田919番	677.68㎡	
	久喜市下早見字下万田920番	872.72㎡	
	久喜市下早見字下万田921番1	862.8㎡	
	久喜市下早見字蛭子922番1	413㎡	
	久喜市下早見字蛭子923番1	353㎡	
	久喜市太田袋字皆代108番1	1,236.36㎡	
	久喜市太田袋字皆代108番4	247.61㎡	
	久喜市太田袋字皆代109番	842.97㎡	
	久喜市太田袋字皆代110番	631.4㎡	
	久喜市太田袋字皆代110番4	224.61㎡	
	久喜市太田袋字皆代110番5	50.19㎡	
	久喜市太田袋字皆代111番	955.37㎡	
	久喜市太田袋字皆代112番1	357.02㎡	
	久喜市太田袋字皆代113番1	340.49㎡	
	久喜市太田袋字皆代64番1	3,025㎡	
	久喜市太田袋字皆代65番	299㎡	
	久喜市太田袋字皆代66番1	770㎡	
	久喜市太田袋字皆代67番1	945㎡	
菖蒲 清掃 セン ター 敷地	久喜市菖蒲町台字向野2770番1	965㎡	久喜市
	久喜市菖蒲町台字向野2771番	991㎡	
	久喜市菖蒲町台字向野2772番1	495㎡	
	久喜市菖蒲町台字向野2772番2	495㎡	
	久喜市菖蒲町台字向野2773番	991㎡	
	久喜市菖蒲町台字向野2774番	991㎡	

区分	所在地	地積	承継先
	久喜市菖蒲町台字向野2775番	991m ²	
	久喜市菖蒲町台字向野2776番1	879m ²	
	久喜市菖蒲町台字向野2777番1	403m ²	
	久喜市菖蒲町台字向野2778番	991m ²	
	久喜市菖蒲町台字向野2779番	991m ²	
	久喜市菖蒲町台字向野2780番	991m ²	
	久喜市菖蒲町台字向野2781番	991m ²	
	久喜市菖蒲町台字向野2782番	991m ²	
	久喜市菖蒲町台字向野2783番	991m ²	
	久喜市菖蒲町台字向野2784番1	965m ²	
	久喜市菖蒲町台字向野2784番3	236m ²	
八甫 清掃 セン ター 敷地	久喜市八甫三丁目49番2	3,943m ²	久喜市
	久喜市八甫三丁目50番	924m ²	
	久喜市八甫三丁目51番	436m ²	
	久喜市八甫三丁目52番	1,049m ²	
	久喜市八甫三丁目53番1	704m ²	
	久喜市八甫字新田前2492番地2	88m ²	
	久喜市八甫字新田前2494番地3	195m ²	
	久喜市八甫字新田前2494番地4	26m ²	
	久喜市八甫字新田前2495番地3	72m ²	
	久喜市八甫字新田前2524番地3	69m ²	
	久喜市八甫字新田前2524番地4	26m ²	
	久喜市八甫字新田前2525番地3	1,494m ²	
	久喜市八甫字新田前2525番地4	4,598.47m ²	
	久喜市八甫字新田前2525番地5	1,190m ²	
	久喜市八甫字新田前2525番地8	3,245m ²	
	久喜市八甫字新田前2525番地9	598m ²	
	久喜市八甫字新田前2525番地10	324m ²	
	久喜市八甫字新田前2525番地23	7.65m ²	
	久喜市八甫字新田前2525番地24	168.14m ²	
八甫 コミ	久喜市八甫三丁目37番2	1,404m ²	久喜市

区分	所在地	地積	承継先
ユニ ティ セン ター 敷地	久喜市八甫三丁目38番	1,596㎡	

2 建物(附属設備を含む。)

名称	所在地	延面積	承継先
久喜宮代清掃センター	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原1276番1	9,369㎡	久喜市
菖蒲清掃センター	久喜市菖蒲町台字向野2770番1	2,254㎡	久喜市
八甫清掃センター	久喜市八甫字新田前2525番地	5,171㎡	久喜市
八甫コミュニティセンター	久喜市八甫三丁目37番2	263㎡	久喜市

3 車両(積載備品を含む。)

区分	名称	登録番号	台数	承継先
久喜 宮代 清掃 セン ター	乗用車	春日部501-な-2490	1台	久喜市
	乗用車	春日部501-と-8808	1台	
	乗用車	春日部580-に-9061	1台	
	乗用車	春日部580-み-9957	1台	
	塵芥収集車(回転板式)	春日部800-す-8916	1台	
	貨物自動車(最大積載量2t以上)	春日部400-そ-9068	1台	
	貨物自動車(最大積載量2t未満)	春日部 44-つ-9880	1台	

区分	名称	登録番号	台数	承継先
	ショベルローダー		1台	
	アームロール車	春日部100-さ-7668	1台	
	アームロール車	春日部100-す-3391	1台	
	フォークリフト		1台	
菖蒲 清掃 センター	乗用車	春日部501-は-4936	1台	久喜市
	貨物自動車(最大積載量 2 t 以上)	大 宮100-す-3478	1台	
	貨物自動車(最大積載量 2 t 未満)	春日部480-え-8289	1台	
	ミニホイールローダー	久喜市-な-2692	1台	
八甫 清掃 センター	乗用車	春日部500-の-9113	1台	久喜市
	乗用車	春日部480-く-7779	1台	
	塵芥収集車(回転板式)	春日部800-す-1426	1台	
	貨物自動車(最大積載量 2 t 以上)	春日部100-さ-4236	1台	
	貨物自動車(最大積載量 2 t 未満)	春日部400-た-4103	1台	
	貨物自動車(最大積載量 2 t 未満)	春日部480-い-1550	1台	
	ショベルローダー		1台	
	ショベルローダー		1台	
	アームロール車	春日部400-せ-6829	1台	

区分	名称	登録番号	台数	承継先
	フォークリフト		1台	

- 4 債権、基金、負債その他の財産は、久喜市及び宮代町の協議によりそれぞれ承継する。

令和 年 月 日

久喜市長 貴 志 信 智

宮代町長 新 井 康 之

議案第 5 2 号

久喜市と宮代町との一般廃棄物の処理に関する事務の委託について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、令和8年11月30日から、別紙の規約により、宮代町の一般廃棄物の処理に関する事務を受託することについて議決を求める。

令和8年9月1日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

宮代町の一般廃棄物の処理に関する事務を受託することについて協議したいので、地方自治法第252条の14第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものであります。

久喜市と宮代町との一般廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約

(趣旨)

第1条 この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の14第1項の規定に基づき、宮代町が久喜市に一般廃棄物の処理に関する事務を委託することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委託事務の範囲)

第2条 宮代町は、次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を久喜市に委託する。

(1) 宮代町の区域内から排出され、久喜市の管理する一般廃棄物処理施設(以下「処理施設」という。)に搬入される一般廃棄物の処理(処理施設への搬入に係る収集及び運搬を除く。)に関する事務

(2) 前号の事務に係る一般廃棄物処理手数料の徴収(宮代町が徴収するものを除く。以下「手数料の徴収」という。)に関する事務

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、久喜市の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

(収入の帰属)

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い生じる収入は、久喜市の収入とする。

(経費の負担等)

第5条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、宮代町の負担とする。

2 前項の宮代町が負担する額に関する算定方法及び納付時期は、久喜市長及び宮代町長の協議により別に定める。

(予算の計上)

第6条 久喜市長は、委託事務の管理及び執行に伴う収入及び支出を、久喜市の一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。この場合において、久喜市長は、その計上する金額をあらかじめ宮代町長に通知するものとする。

(経費の繰越使用)

第7条 久喜市長は、各年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、久喜市長は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに宮代町長に提出しなければならない。

(決算に係る措置)

第8条 久喜市長は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を宮代町長に通知するものとする。

る。

(連絡調整)

第9条 久喜市長及び宮代町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて連絡会議を開くものとする。

(条例等の改正の場合の措置)

第10条 久喜市長は、委託事務の管理及び執行について適用される久喜市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ宮代町長に通知しなければならない。

2 久喜市長は、前項に規定する条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を宮代町長に通知しなければならない。

3 宮代町長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、久喜市長及び宮代町長の協議により別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和8年11月30日から施行する。

(適用される条例等の公表)

2 宮代町長は、この規約の告示の際に併せて委託事務に関する久喜市の条例等が宮代町に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

(委託事務の廃止の場合の措置)

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、久喜市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴い宮代町が久喜市に納付した額に過不足があるときは、これを精算するものとする。

(経過措置)

4 委託事務の全部又は一部を廃止した場合においては、当該廃止の日までに生じた事由に係る手数料の徴収に関する事務については、当該廃止の日後も、なお久喜市が行うものとする。

議案第 5 3 号

路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止することについて、議決を求める。

路 線 名	起 点	終 点	主要な 経過地
久喜 1177 号線	久喜市北中曽根	久喜市北中曽根	
菖蒲 1633 号線	久喜市菖蒲町台	久喜市菖蒲町台	

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

市道としての機能が失われたため廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第 2 0 号

継続費精算報告について

令和7年度久喜市水道事業の継続費に係る吉羽・本町浄水場配水設備及び県水受水設備更新工事が完了したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

令和7年度久喜市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支払義務 発生額の差	左 の 財 源 内 訳		
					国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金		国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金		国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金
1 資本的支出	1 建設改良費	吉羽・本町浄 水場配水設 備及び県水受 水設備更新 工事	6	円 59,400,000	円 0	円 0	円 59,400,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 59,400,000	円 0	円 0	円 59,400,000
			7	305,800,000	0	0	305,800,000	291,588,000	0	0	291,588,000	14,212,000	0	0	14,212,000
			計	365,200,000	0	0	365,200,000	291,588,000	0	0	291,588,000	73,612,000	0	0	73,612,000

報告第 2 1 号

継続費精算報告について

令和7年度久喜市下水道事業の継続費に係る下新井中継ポンプ場更新工事が完了したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年9月1日提出

久喜市長 貴 志 信 智

令和7年度久喜市下水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支払義務 発生額の差	左 の 財 源 内 訳		
					国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金		国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金		国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金
1公共下水道 事業資本的 支出	1建設改良費	下新井中継ポンプ場更新工事	6	円 36,464,000	円 3,400,000	円 31,100,000	円 1,964,000	円 27,720,000	円 3,400,000	円 14,500,000	円 9,820,000	円 8,744,000	円 0	円 16,600,000	円 △ 7,856,000
			7	251,478,000	47,250,000	191,500,000	12,728,000	235,015,000	78,500,000	144,600,000	11,915,000	16,463,000	△ 31,250,000	46,900,000	813,000
			計	287,942,000	50,650,000	222,600,000	14,692,000	262,735,000	81,900,000	159,100,000	21,735,000	25,207,000	△ 31,250,000	63,500,000	△ 7,043,000

報告第 2 2 号

令和 7 年度決算に係る財政健全化に関する比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度における久喜市の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

財政健全化に関する比率

健全化判断比率

(単位：％)

実 質 赤 字 比 率	—	(1 1 . 6 2)
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	(1 6 . 6 2)
実 質 公 債 費 比 率	5 . 1	(2 5 . 0)
将 来 負 担 比 率	1 0 . 3	(3 5 0 . 0)

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、「—」を記載しています。
- 2 早期健全化基準を、括弧内に記載しています。

資金不足比率

(単位：％)

土地区画整理事業特別会計	—	(2 0 . 0)
水 道 事 業 会 計	—	(2 0 . 0)
下 水 道 事 業 会 計	—	(2 0 . 0)

備考

- 1 いずれの会計においても資金不足額が生じていないことから、資金不足比率については、「—」を記載しています。
- 2 経営健全化基準を、括弧内に記載しています。



久監査第109号

令和8年8月7日

久喜市長 貴 志 信 智 様

久喜市監査委員 渡 辺 真 弓

久喜市監査委員 上 條 哲 弘

財政健全化及び経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和7年度決算に係る健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。

令和 7 年度 財政健全化審査意見

審査の概要

1 準拠基準

久喜市監査基準

2 審査の対象

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率

3 審査の着眼点

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の実施内容

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、証憑突合、計算突合、質問等の手法を用いて審査を実施した。

5 審査の期間

令和 8 年 7 月 3 0 日から令和 8 年 8 月 7 日まで

6 審査の結果

別紙のとおり

別紙

審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和7年度	令和6年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	11.62
② 連結実質赤字比率	—	—	16.62
③ 実質公債費比率	5.1	4.5	25.0
④ 将来負担比率	10.3	—	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和7年度一般会計等の実質収支は黒字となっており、実質赤字比率は早期健全化基準の11.62%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

令和7年度の連結実質収支は黒字となっており、連結実質赤字比率は早期健全化基準の16.62%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

令和7年度の実質公債費比率は5.1%となっており、前年度より0.6ポイントの増加となった。早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

令和7年度の将来負担比率は10.3%となっており、前年度より15.9ポイントの増加となった。早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

令和 7 年度 経営健全化審査意見

審査の概要

1 準拠基準

久喜市監査基準

2 審査の対象

令和 7 年度決算に基づく以下の会計の資金不足比率

- (1) 久喜市土地区画整理事業特別会計
- (2) 久喜市水道事業会計
- (3) 久喜市下水道事業会計

3 審査の着眼点

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として審査した。

4 審査の実施内容

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、証憑突合、計算突合、質問等の手法を用いて審査を実施した。

5 審査の期間

令和 8 年 7 月 3 0 日から令和 8 年 8 月 7 日まで

6 審査の結果

別紙 1 から別紙 3 までのとおり

別紙 1

令和 7 年度久喜市土地区画整理事業特別会計（法非適用企業）

審査の結果

（1） 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和 7 年度	令和 6 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	(%) 20.0

（2） 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

（3） 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙 2

令和 7 年度久喜市水道事業会計

審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和 7 年度	令和 6 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	(%) 20.0

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙 3

令和 7 年度久喜市下水道事業会計

審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和 7 年度	令和 6 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	(%) 20.0

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

報告第 2 3 号

専決処分の報告について（久喜市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する
条例）

久喜市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例（別紙）

令和8年8月17日

久喜市長 貴 志 信 智

久喜市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

久喜市認可地縁団体印鑑条例(平成22年久喜市条例第130号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第19条第1項第1号へ」を「第18条の3第1項第6号」に改める。

第4条第1項中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

報告第 2 4 号

専決処分の報告について（久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する
条例等の一部を改正する条例）

久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例に
ついて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のと
おり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例（別紙）

令和8年8月4日

久喜市長 貴 志 信 智

久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「社会保険診療報酬支払基金埼玉支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

- (1) 久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成22年久喜市条例第126号)第7条第4項
- (2) 久喜市子ども医療費支給に関する条例(平成22年久喜市条例第127号)第5条第4項
- (3) 久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例(平成22年久喜市条例第139号)第9条第4項

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

報告第 25 号

専決処分の報告について（久喜市水道事業の設置等に関する条例及び久喜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）

久喜市水道事業の設置等に関する条例及び久喜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市水道事業の設置等に関する条例及び久喜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

令和8年8月4日

久喜市長 貴 志 信 智

久喜市水道事業の設置等に関する条例及び久喜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

- (1) 久喜市水道事業の設置等に関する条例(平成22年久喜市条例第47号)第5条
- (2) 久喜市下水道事業の設置等に関する条例(平成28年久喜市条例第49号)第5条

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

報告第 26 号

専決処分の報告について（久喜市監査委員に関する条例の一部を改正する
条例）

久喜市監査委員に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市監査委員に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

令和8年8月4日

久喜市長 貴 志 信 智

久喜市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

久喜市監査委員に関する条例（平成22年久喜市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

報告第 27 号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 97,900 円
- 2 相手方 久喜市上早見154番地
久喜警察署
署長 田 島 慶 一
- 3 事故の概要

令和8年7月2日午後2時30分頃、久喜市菖蒲町菖蒲地内の三叉路交差点において、職員が運転する公用車が、一時停止標識に接触し、標識のポール及び基礎部分を破損させた。

令和8年8月10日

久喜市長 貴 志 信 智

報告第 28 号

賃貸借契約の締結の報告について（内部情報系システム機器等賃貸借）

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例（平成29年久喜市条例第20号）第2条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

- | | | |
|---|------------------------|---|
| 1 | 契 約 の 名 称 | 内部情報系システム機器等賃貸借 |
| 2 | 契 約 の 目 的 | 賃貸借契約期間が満了する内部情報系システム機器等
を入れ替えることにより、事務環境の充実を図る。 |
| 3 | 契 約 の 金 額 | 82,782,600 円
(月額1,379,710円) |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方
の住所及び氏名 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目11番地20
F L C S 株式会社 関東信越支店
支店長 山 勢 太 郎 |
| 6 | 契約締結の年月日 | 令和8年5月27日 |
| 7 | 契 約 の 期 間 | 令和9年1月1日から令和13年12月31日まで |

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

報告第 29 号

賃貸借契約の締結の報告について（W A Nシステム機器賃貸借）

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例（平成29年久喜市条例第20号）第2条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

- | | | |
|---|------------------------|--|
| 1 | 契 約 の 名 称 | W A Nシステム機器賃貸借 |
| 2 | 契 約 の 目 的 | 賃貸借契約期間が満了するW A Nシステム機器を入れ替えることにより、事務環境の充実を図る。 |
| 3 | 契 約 の 金 額 | 40,570,200 円
(月額676,170円) |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方
の住所及び氏名 | 東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号
昭和リース株式会社
代表取締役 泰 山 信 介 |
| 6 | 契約締結の年月日 | 令和8年7月7日 |
| 7 | 契 約 の 期 間 | 令和9年1月1日から令和13年12月31日まで |

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

報告第 30 号

賃貸借契約の締結の報告について（久喜市公共施設（69施設）ＬＥＤ照明賃貸借）

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例（平成29年久喜市条例第20号）第2条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 契約の名称 | 久喜市公共施設(69施設)ＬＥＤ照明賃貸借 |
| 2 | 契約の目的 | 久喜市の公共施設(69施設)の既存照明設備をＬＥＤ化することにより、公共施設の環境負荷の低減を図る。 |
| 3 | 契約の金額 | 477,826,800 円
(月額3,981,890円) |
| 4 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契約の相手方の住所及び氏名 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目10番地17
ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社 関東支店
関東支店長 加 納 誠 |
| 6 | 契約締結の年月日 | 令和8年7月10日 |
| 7 | 契約の期間 | 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで |

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

報告第 3 1 号

債権の放棄について

久喜市債権管理条例(平成27年久喜市条例第29号)第16条第1項の規定により、
債権を放棄したので、同条第2項の規定により、次のとおり報告する。

- | | |
|-------------|---------------------|
| 1 債 権 の 名 称 | 生活保護法第63条の規定に基づく返還金 |
| 2 放棄した債権の額 | 405,092円 |
| 3 放棄した事由 | 久喜市債権管理条例第16条第1項第7号 |

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

報告第 3 2 号

債権の放棄について

久喜市債権管理条例(平成27年久喜市条例第29号)第16条第1項の規定により、
債権を放棄したので、同条第2項の規定により、次のとおり報告する。

- | | | |
|---|-------------|---------------------|
| 1 | 債 権 の 名 称 | 在宅重度心身障害者手当返還金 |
| 2 | 放棄した債権の額 | 40,000 円 |
| 3 | 放 棄 し た 事 由 | 久喜市債権管理条例第16条第1項第1号 |

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

報告第 3 3 号

債権の放棄について

久喜市債権管理条例(平成27年久喜市条例第29号)第16条第1項の規定により、
債権を放棄したので、同条第2項の規定により、次のとおり報告する。

- | | | |
|---|-------------|---------------------|
| 1 | 債 権 の 名 称 | 国民健康保険診療報酬返還金 |
| 2 | 放棄した債権の額 | 4,512,067 円 |
| 3 | 放 棄 し た 事 由 | 久喜市債権管理条例第16条第1項第2号 |

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

報告第 3 4 号

債権の放棄について

久喜市債権管理条例(平成27年久喜市条例第29号)第16条第1項の規定により、
債権を放棄したので、同条第2項の規定により、次のとおり報告する。

- | | | |
|---|-------------|---------------------|
| 1 | 債 権 の 名 称 | 市医報酬返還金 |
| 2 | 放棄した債権の額 | 35,960 円 |
| 3 | 放 棄 し た 事 由 | 久喜市債権管理条例第16条第1項第2号 |

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

報告第 3 5 号

債権の放棄について

久喜市債権管理条例(平成27年久喜市条例第29号)第16条第1項の規定により、
債権を放棄したので、同条第2項の規定により、次のとおり報告する。

- | | | |
|---|-------------|---------------------|
| 1 | 債 権 の 名 称 | 学校給食費徴収金(滞納繰越分) |
| 2 | 放棄した債権の額 | 557,815 円 |
| 3 | 放 棄 し た 事 由 | 久喜市債権管理条例第16条第1項第1号 |

令和 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 貴 志 信 智